

諮問（不）第 43 号

答申（不）第 43 号

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和 5 年 1 月 31 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）は結論において妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

請求人は、令和 4 年 12 月 27 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定により、「〇月〇日に受け取った見積り書内に見積り使用されたコンクリート 1 m³あたりの単値だけの価格」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対して、九州地方整備局や九州各県、市町などにより構成される九州地区用地対策連絡会において算出された九州地区の標準単価一覧が記載された膨大な文書のうち、「土間コンクリート叩き」の工事費に関する土間コンクリートの標準単価が記載されている該当ページ（以下「本件文書」という。）を特定し、条例第 18 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 1 月 31 日付けで、条例第 14 条第 5 号イに該当するとして本件処分を行い、請求人に通知した。

3 審査請求の内容

請求人は、令和 5 年 3 月 27 日（令和 5 年 8 月 1 日最終補正）付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、概ね次のとおりである。

- (1) 特定振興局から本件処分を受けた。
- (2) 開示することにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためとしている。
- (3) しかしながら、本件処分は、すでに提出済みの県見積書の内容確認に関する、私個人の権利利益を守ることであり、これは法律第 57 号第 1 条・第 2 条及び 3・第 5 条・第 8 条・第 11 条及び二・第 12 条・第 13 条・第 14 条、条例第 1 条・第 3 条・4 条・第 10 条及び(2)、長崎県情報公開条例第 1 条・第 3 条・第 7 条(1)イの規定に違反しており違法である。
- (4) 本件処分により、請求人は県提出の見積書の内容を確認できず法的権利と利益を侵害された。
- (5) 以上の点から、本件処分の審査請求監査を提起した。
- (6) 反論書における主張

令和 5 年 1 月の本庁で話し合いの席、県により提出の見積書は国の見積査定書より作成したとのことであった。又、前回提出の見積書のときも、前担当者も国の見積で作成しているとのことだった。国が出している査定資料に基づくという資料もいただいている。

そのため、市役所土木部・国土交通省九州地方整備局の特定事務所に伺い確認した処、どちらも補償見積書に関しては、国が出している見積額を使用するはずで、県内統一で使用しているはずだ。とのことだった。

なぜ、ここに来て、審査請求をすると話が変わるのか。

条例第 14 条第 5 号イへの反論。県、国又は地方三公社の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれとあるが、見積書作成にあたり、どのような基準で作られているのか。基準が無いのであれば、担当者の思い付きか、気分で決まることになるのか。いくら単価をつけても問題ない、都合が悪くなると後から変更しても判らないので、都合がいいということになるが、現にそういう事か。

当事者としての地位を不当に害する、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれとあるが、県が作成して出されている見積書であり、その内訳を開示請求し、見積内容が分かっただけでなぜ地位を害して、支障を及ぼすおそれがあるのか。

見積書とは、工賃・材料費・運賃など経費がいくらかかるかを、説明及び証明する書類である。県の言い分の県内の地域ごとの単価を調査している物は無いとのこと、県独自の単価を規定するのは難しいとのこと、又、個別の単価毎に補償額の高低を指摘された場合、理解が得られにくく、交渉に支障が生じるとのことだが、振興局では、交渉に支障が生じるとは、個別の補償交渉内容を開示されて

いるのか。私用の見積をだしているのを、他の人はどの様に知ることができるのか。交渉において、支障が及ばないように、単価や工賃が決められているはずなのに、それが無いのはどういう理由か。他の人も見積や単価開示をした場合、千差万別すぎて当然開示できないはずである。このことから、この弁明書を作成した担当局・担当者は、県情報公開条例及び条例の第1条をただの目的と切り捨てる段階で、開示する気は初めからないものと思われる。

県情報公開条例第1条は公文書の開示および情報提供の推進に関して必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし県政に理解と信頼を深め、公正で開かれた県政を一層推進する、とある。(明らかに条文内容を欠く)

法律第57号第1条にも条例第1条にもこの法令及び条例の第1の目的として、真っ先に個人の権利利益の保護が記載されている。

この請求は個人情報開示請求に係わるものなので法律第57号・情報公開条例が当然優先されるべき事案のはずである。

条例第8条(利用及び提供の制限)

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき

(3) 個人の財産の安全を確保するため

上記のときは制限の限りではないとある。

以上のことから、個人情報開示が情報開示に当たらない理由を審査会にて説明してほしい。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び口頭説明によると、概ね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由

(1) 条例第14条第5号イについて

本号は事務又は事業の性質に着目し、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示情報を定めたものである。

(2) 保有個人情報不開示決定の検討

コンクリート1m³あたりの単価などの補償金の単価は、九州地方整備局や九州各県、市町などにより構成される九州地区用地対策連絡会において算出された九州地区の標準単価である。長崎県内全ての地域を細分化し、地域ごとの単価を調査しているものは無い。これは県が独自に調査し、単価設定することが、コスト面を考慮すると県独自の単価を規定することは難しいと考えられるためである。

このような状況で、個別の補償単価を開示することは、個別の単価毎に補償額の高低を指摘された場合、理解が得られにくく、任意の用地補償交渉に著しい支

障が生ずることになる。

県内他の地域でも同種の事業が継続されていることから、単価等を開示することにより、今後の事業の円滑な執行に支障を生ずることが予想され、さらに、単価等は、本県だけでなく九州地方整備局や九州各県、市町などにおいても使用されているため、これら他の団体における事業の円滑な執行にも支障を生ずることが予想される。

これらの理由で、開示することにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 14 条第 5 号イに該当すると判断し、不開示とした。

2 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

請求人は審査請求書において、実施機関が「法律第 57 号第 1 条・第 2 条・及び 3・第 5 条・第 8 条・第 11 条及び二・第 12 条・第 13 条・第 14 条と長崎県情報公開条例第 1 条・第 3 条・第 7 条(1)イの規定に違反しており違法である」と主張しているが、本審査請求は保有個人情報開示請求に係るものであり、請求人の主張は当たらない。

また、請求人は審査請求書において、実施機関が「条例第 1 条・第 3 条・4 条・第 10 条及び(2)の規定に違反しており違法である」と主張している。

このうち、第 1 条は条例の目的を定めた条項であるが、原処分については、前記 1 のとおり条例第 14 条第 5 号イに基づき判断しているものであり、請求人の主張は当たらない。

次に、第 3 条は実施機関の責務、第 4 条は事業者の責務、第 10 条は適正管理を定めた条項であるため、請求人の主張は当たらない。

さらに、請求人は審査請求書において、「県提出の見積書の内容を確認できず法的権利と利益を侵害された」と主張している。県提出の見積書では、コンクリート単価を含めて算出された土間コンクリート叩きの施工単価を記載し、請求人に対する補償金額を算定している。この補償金額はコンクリート単価の開示、不開示の判断により変わるものではないため、権利、利益の侵害は無く、請求人の主張は当たらない。

3 結論

前記 1 及び 2 のとおり、請求人の主張は失当であり、原処分は適正である。

第 5 審査会の判断理由

1 本件処分の妥当性について

本件処分において実施機関が特定した本件文書は、損失補償の算定について九州地方整備局や九州各県、市町などにより構成される九州地区用地対策連絡会において算出された九州地区の標準単価一覧が記載された膨大な文書のうち、「土間コンクリート叩き」の工事費に係る土間コンクリートの標準単価が記載されている該当ページを抜き出したものである。

そこで、当審査会では、本件文書が、請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討するとともに、対象文書の特定が十分であるかについて、以下検討する。

(1) 保有個人情報該当性について

本件文書について改めて実施機関に確認したところ、「土間コンクリート叩き」の工事費に係る土間コンクリートの標準単価が記載されている該当ページは、請求人に関する一連の文書として綴じられている状態にはないとのことであった。そうすると、請求人に関する公文書として保管されているものとは言い難い。また、記載されている内容を見分したところ、各種コンクリートの標準単価の一覧表となっており、特定の個人を識別できるような情報の記載は認められなかった。

これらを踏まえれば、実施機関が特定した本件文書は、請求人を識別できる情報には当たらず、保有個人情報であるとは言い難い。

(2) 対象文書の特定の十分性について

次に、本件開示請求に関し、実施機関が請求人の保有個人情報として保有している公文書が存在するか否かについて、確認する。

実施機関に聴取したところ、損失補償にかかる見積書の作成は委託しており、九州地区用地対策連絡会の会員である委託業者において電子計算機を用いて算定されたとのことであった。委託業者の電子計算機による算定過程においては、請求人が開示を求めるコンクリート単価が使用された可能性はあっても、当該単価が個人情報として記録された文書（電磁的記録を含む。）は作成されていないとのことである。

そうすると、実施機関が委託した業務において組織的に用いるために作成された請求人にかかる保有個人情報は、既に請求人が受け取った見積書のみであると思料する。

(3) したがって、本来、本件開示請求に対しては、保有個人情報として保有している公文書は存在せず、不存在を理由に不開示とすべきであったが、本件処分を取り消して改めて保有個人情報不開示決定（公文書不存在）をするまでの必要性は認められず、結論において妥当である。

2 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書、反論書等において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、前記第1のとおり判断する。

第6 付言

請求人は実施機関がどのような情報をどのように保有しているかは通常承知していないと思われることから、実施機関においては、請求人が開示を求める情報の性質や内容を踏まえて、請求人に対する適切な案内及び運用に努めていただきたい。

なお、本件文書については、本県だけでなく九州地方整備局や九州各県、市町などにおいても使用されており、標準単価一覧等を開示することで事業の円滑な執行に支障を生じるおそれがあるため不開示としたとする実施機関の説明は、保有個人情報該当性に関わらず首肯できるものと思料する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和5年12月4日	実施機関から諮問書を受理
令和6年3月21日	審査会（審査）
令和6年4月25日	審査会（審査）
令和6年5月31日	審査会（審査）
令和6年7月12日	審査会（審査）
令和6年7月30日	答申

※長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）附則第2条第2項及び第5条による。

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
福崎 龍馬	弁護士	会長
池内 愛	弁護士	
大串 祐子	学識経験者	
尾崎 友哉	長崎大学情報データ科学部 副学部長 教授	
松崎 なつめ	長崎県立大学副学長	